

多摩市災害時要援護者避難支援計画

平成23年8月

多 摩 市

目 次

第1章 総則.....	1
1 計画の基本的考え方と目的.....	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象者の考え方（範囲）	1
第2章 要援護者情報の把握・収集による要援護者台帳等の作成.....	3
1 要援護者情報の把握	3
2 要援護者情報の収集による要援護者台帳作成	3
3 要援護者情報の収集による要援護者マップの作成	6
4 自主防災組織、自治会・管理組合による自主的な要援護者台帳の作成.....	6
第3章 避難支援態勢	8
1 災害時要援護者対策班の設置	8
2 関係団体等との連携	8
3 避難支援者の決定	8
4 避難支援個別計画の作成	9
第4章 情報伝達等	11
1 避難勧告等の発令	11
2 情報伝達ルート	12
3 防災情報の周知	13
第5章 安否情報.....	14
1 安否確認の方法	14
2 安否情報窓口の設置	14

第6章 避難誘導及び避難所における支援	15
1 避難誘導の手段・経路等	15
2 避難所における支援方法	15
第7章 要援護者避難訓練の実施.....	18
別紙1 多摩市災害時要援護者台帳（例）	19
別紙2 避難支援個別計画（例）	20
参 考 災害時要援護者特徴およびニーズ（例）	21

第1章 総則

1 計画の基本的考え方と目的

災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右するといっても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取り組みが必要であり、中でも災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっている。

多摩市災害時要援護者避難支援計画（以下「計画」という。）は、風水害や地震等の災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市の要援護者の支援対策についての基本的な考え方や進め方を明らかにしたものである。要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要援護者に関する情報の収集態勢、防災情報の伝達態勢及び避難支援態勢の整備を図ることにより、地域の安心・安全態勢を強化することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、多摩市地域防災計画の災害時要援護者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものである。

本計画は、多摩市個人情報保護条例（平成11年条例第1号）の規程に基づき実施することとする。

（「多摩市地域防災計画」災害時要援護者対策）

「災害時に、その状況に応じて適切かつ迅速に行動できない、高齢者、障がい者、難病患者及び外国人などの災害時要援護者を災害から守るために、市はプライバシー、個人情報等の取り扱いに配慮したうえで、地域組織及び防災関係機関等と協力・連携して、避難・救護態勢の充実などに努める。」

3 計画の対象者の考え方（範囲）

本市における計画の対象者となる要援護者は、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者」とする。ただし、施設入所者は、対象者とししない。

- 介護保険における要介護1以上
- 身体障がい者手帳1・2級
- 視覚障がい者3～6級
- 聴覚障がい者3・4級
- 知的障がい者一愛の手帳1～4度

- 精神障がい者手帳 1 ～ 2 度
- 人工透析者
- 呼吸器障がい者
- 日本語の理解が十分でない外国人

※外国人については、別途考え方をまとめます。

※妊産婦については、一般的に普通人であり、適切に見守る必要があるが、本計画では検討項目としていません。

※乳幼児については、保護者が避難・誘導を行い、適切に見守る必要があるが、本計画では検討項目としていません。

なお、計画の策定に当たっては、支援すべき要援護者の優先度を検討し、多摩川・浅川洪水ハザードマップ（災害予測図）等に関わる浸水想定区域内等の災害発生想定地域など被災リスク（危険）の高い地域や孤立のおそれのある地域の者を重点的・優先的に進める。

（詳細については、「第 3 章 避難支援計画、4 避難支援個別計画の作成」参照）

【実施項目】

項 目	市民・地域等	市
外国人対策	国際交流センター	防災安全課 文化スポーツ課

第2章 要援護者情報の把握・収集による要援護者台帳等の作成

1 要援護者情報の把握

災害発生時において要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の把握と関係者間での情報の共有が必要であり、日頃から要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

市は、次に掲げる通常業務等を通じて要援護者情報の把握に努めるものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、介護保険被保険者台帳により把握する。
- ② 障がい者の情報に関しては、更生指導台帳及び難病申請書兼整理簿により把握する。
- ③ 民生・児童委員をはじめとする各種相談員などからの地域において支援が必要であり、なおかつ、個人情報開示の同意を受けた人等の情報収集により把握する。
- ④ 福祉団体など関係団体からの地域において支援が必要であり、なおかつ、個人情報開示の同意を受けた人等の情報収集により把握する。

2 要援護者情報の収集による要援護者台帳作成

< I 関係機関共有方式 >

(1) 第1段階

市は、福祉担当部局等が把握している要援護者に関する上記の情報について、関係部局との共有に努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、消防署、警察署、消防団、民生・児童委員（以下「防災関係機関」という。）に対して、個人情報保護審査会への諮問・了承を経て、当該情報の提供を行うものとする。なお、要援護者台帳の整備や避難支援個別計画（以下「個別計画」という。）の策定にあたって、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、要援護者本人の同意を得ながら収集するものとする。

なお、当分の間、要援護者台帳の対象者は、下記の者とし、対象者については、今後、防災関係機関と調整をしながら防災担当部局と福祉担当部局等が協議のうえ、決定していくこととする。

① 対象者

- ア 介護保険における要介護3以上の者
- イ 身体障がい者手帳1・2級の者
- ウ 視覚障がい者3～6級の者
- エ 聴覚障がい者3・4級の者

- オ 人工透析者
- カ 呼吸器障がい者
- キ 愛の手帳1～3度の者

② 項目【別紙1】

氏名・住所・生年月日・性別・要援護者の対象の内容（介護保険一要介護状態区分、身体障がい者一総合等級、視覚・聴覚障がい者一個別等級、人工透析者・呼吸器障がい者一疾病名、愛の手帳一個別度数）

③ 基準日を各年4月1日とし、更新は1年に1回とし、防災関係機関と共有するものとする。

④ 防災関係機関への情報共有にあたり、個人情報の適正な管理を行うため、以下のような取扱ルールを定める。

- ア 平常時は要援護者の把握を、災害時は避難場所での安否確認とした、利用目的の限定を行う。
- イ 個人情報の保護と適正な管理を行う。
- ウ 守秘義務の再確認を行う。
- エ 要援護者台帳の提供は電子データではなく、紙媒体で提供する。
- オ 紙媒体は、出来るだけコピーが出来にくいものとする。
- カ 要援護者台帳に関するメモ等を廃棄するときはシュレッダー（破砕機）にかけるなど、適正な管理を徹底する。
- キ 要援護者台帳の管理について、機関においては管理責任者を定め、施錠可能な金庫・書庫等に保管する。
- ク 管理責任者及び支援者（管理責任者の指示に基づき要援護者台帳を活用する者）については、市に届出する。
- ケ 管理責任者は支援者に対し、個人情報保護の重要性、個人情報の取扱いについての教育を行う。
- コ 目的外使用及び複写等の禁止を明確にする。
- サ 要援護者台帳の更新は1年に1回行うが、その際、旧台帳は市に返却する。

【実施項目】

項目	市民・地域等	市
要援護者台帳 (要介護者)	—	高齢支援課 防災安全課
〃 (障がい者)	—	障害福祉課 防災安全課

個人情報保護審査会への 諮問・了承	—	防災安全課
関係防災機関への情報提供	—	防災安全課

(2) 第2段階

自主防災組織、自治会・管理組合等に要援護者に関する情報を提供する場合については、個人情報保護審査会への諮問・了承を経、要援護者本人または家族等の本人に代わるべき者の同意を得て、自主防災組織、自治会・管理組合等から誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、その周知を図る。

【実施項目】

項 目	市民・地域等	市
個人情報保護審査会への 諮問・了承	—	防災安全課
要援護者本人の同意	—	防災安全課 福祉関係部局
誓約書の提出	自治会・管理組合 自主防災組織	防災安全課 福祉関係部局
自主防災組織、自治会・管理組合等への情報提供	—	防災安全課 福祉関係部局
研修会等の実施	自治会・管理組合 自主防災組織	防災安全課 福祉関係部局

< II 同意方式 >

自主防災組織、自治会・管理組合、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等（以下「関係団体等」という。）は、地域において支援が必要な人を把握し、要援護者台帳への登録を直接働きかける。

登録に際しては、関係団体等及び避難支援者等に個人情報を開示することについて要援護者本人または家族等の本人に代わるべき者から同意を得る。

【実施項目】

項 目	市民・地域等	市
自主防災組織、自治会・管理組合への働きかけ	—	防災安全課
民生委員の情報収集	民生委員	防災安全課 福祉関係部局

福祉団体の情報収集	福祉団体等	防災安全課 福祉関係部局
自主防災組織、自治会・管理組合の情報収集	自治会・管理組合 自主防災組織	防災安全課 福祉関係部局
要援護者本人の同意	関係団体等	防災安全課 福祉関係部局

3 要援護者情報の収集による要援護者マップの作成

災害時に、素早く効果的・効率的な支援態勢が出来るように、第1段階では、防災関係機関と協力して要援護者の居住地がわかる「災害時要援護者マップ」を作成する。また、第2段階では、関係団体等と協力をして作成する。

【実施項目】

項目	市民・地域等	市
要援護者マップの作成 (第1段階)	防災関係機関	防災安全課 福祉担当部局
要援護者マップの作成 (第2段階)	関係団体等	防災安全課 福祉担当部局

4 自主防災組織、自治会・管理組合による自主的な要援護者台帳の作成

自主防災組織、自治会・管理組合は、上記による要援護者台帳作成に係わらず、自主的に要援護者台帳を作成することができるものとする。

自主防災組織、自治会・管理組合は、共助の精神に基づき、積極的に地域内の調査等を実施し、要援護者の把握・要援護者台帳の作成を行い、それぞれで管理・更新を行うとともに、支援態勢を整備する。

なお、地域の中で支援が必要な者として、自主的に要援護者台帳へ登録した方がよいと思われる者については、その者の同意を得れば、本計画の対象以外でも、市が作成する要援護者台帳へ登録することができるものとする。

【実施項目】

項目	市民・地域等	市
自主防災組織、自治会・管理組合等への情報提供	自主防災組織、自治会・管理組合	防災安全課
要援護台帳の作成	自主防災組織、自治会・管理組合	—
個別計画作成、支援者の選定、個別計画の管理・更新	自主防災組織、自治会・管理組合	—

要援護者の同意・市要援護者台帳への登録	自主防災組織、自治会・管理組合	防災安全課
---------------------	-----------------	-------

第3章 避難支援態勢

1 災害時要援護者対策班の設置

市役所内に、横断的組織として「災害時要援護者対策班」（以下、「要援護者対策班」という。）を設ける。要援護者対策班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

(1) 位置付け

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的な要援護者対策班を設置。

災害時は、災害対策本部中、福祉・医療対策部内に設置。

(2) 構成

平常時は、班長（福祉担当部課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）。

避難支援態勢の整備に関する取組を進めていくに当たっては、関係団体等の参加を得ながら進める。災害時は、基本的に福祉・医療対策部で構成する。

(3) 業務

平常時：要援護者台帳の整備・共有化、要援護者台帳の正確性確保、避難支援個別計画の策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要援護者対策班等との連携・情報共有等

【実施項目】

項目	市民・地域等	市
要援護者対策班 (平常時)	—	防災安全課・福祉関係部局
要援護者対策班 (災害時)	—	福祉・医療対策部

2 関係団体等との連携

要援護者の支援は、地域（近隣）の共助の力が重要となる。このため、市は、関係団体等と連携し、避難支援態勢の構築を推進する。また、地域コミュニティ（共同体）や地域における要援護者支援に関する人材の確保に努めるなど、支援態勢の充実を図る。

3 避難支援者の決定

市は、関係団体等と連携し、個々の要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、自治会・管理組合、福祉関係者やボランティア等の構成員

から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては、要援護者に対し、要援護者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや、支援者の不在や被災などにより、要援護者の支援が困難となる場合もあることから、要援護者の自助が必要不可欠であることを十分に周知することとする。

さらに、要援護者の支援態勢を整備することについては、地域において要援護者支援に関する人材を確保し、支援者を増やしていくこととする。

【実施項目】

項 目	市民・地域等	市
避難支援者の選出	自主防災組織、自治会・管理組合、福祉関係者やボランティア等	防災安全課 福祉関係部局

4 避難支援個別計画の作成

- 災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。このため、関係団体等の協力を得ながら、個別計画の作成を推進する。

【別紙2】

- 個別計画の作成は多摩市個人情報保護条例に基づき、個々の要援護者に合わせ、要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。
- 個別計画は、要援護者本人、その家族及び市役所の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等要援護者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。
- 個別計画の更新は、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新するなど定期的に行っていくこととする。
- 個別計画の作成にあたり、モデル（模範）地区での試行を実施する。
- モデル（模範）地区は、個別計画の作成に積極的な自主防災組織や多摩川・浅川洪水ハザードマップ等に関わる浸水想定区域を抱える自主防災組織等から、数箇所のモデル地区を選定し先行的に作成する。

【実施項目】

項 目	市民・地域等	市
モデル地区への働きかけ	多摩川・浅川浸水想定区域内自主防災組織、自治会・管理組合等	防災安全課
自主防災組織、自治会・管理組合への働きかけ・情報提供	多摩川・浅川浸水想定区域内自主防災組織、自治会・管理組合等	防災安全課
個別計画の策定	多摩川・浅川浸水想定区域内自主防災組織、自治会・管理組合等	—
支援者の選定	多摩川・浅川浸水想定区域内自主防災組織、自治会・管理組合等	—
誓約書の提出	多摩川・浅川浸水想定区域内自主防災組織、自治会・管理組合等	—
個別計画の管理	多摩川・浅川浸水想定区域内自主防災組織、自治会・管理組合等	防災安全課
個別計画の更新	多摩川・浅川浸水想定区域内自主防災組織、自治会・管理組合等	防災安全課

第4章 情報伝達等

1 避難勧告等の発令

市では、平成22年9月、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（手引）作成ガイドライン（指針）」を踏まえ、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化した「多摩市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成した。このマニュアルを基に、市では水害時及び土砂災害時において避難勧告等の発令を実施する。

<三類型の避難勧告等一覧>

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難情報)	○ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で、避難中の市民は確実な避難行動をただちに完了 ○ 未だ避難していない対象市民はただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

【実施項目】

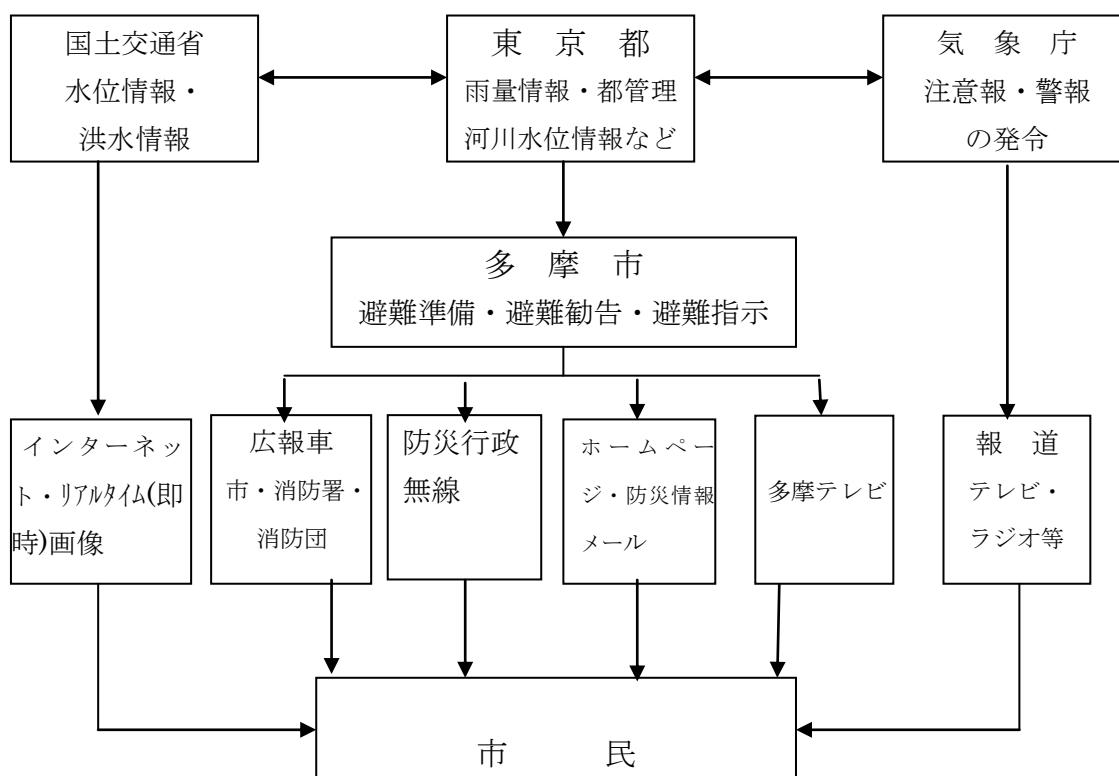
項 目	市民・地域等	市
避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	—	防災安全課

2 情報伝達ルート

(1) 情報伝達ルート

避難準備情報等については、市から防災行政無線、広報車、多摩テレビ、防災情報メール、多摩市公式ホームページ、公式モバイル等による伝達により市民へ周知する。また、自治会・管理組合（又は自主防災組織）を通じた要援護者及び避難支援者等へ直接伝達する。この際、関係団体のネットワーク（網状組織）を情報伝達に活用し、要援護者及び避難支援者等に対し、確実に情報伝達する態勢を整備するものとする。

<洪水予報等伝達系統図>



(2) 情報伝達手段

情報の伝達手段は、視覚障がい者・聴覚障がい者などの障がいの状況に応じた手段等を考慮する必要がある。

(3) 情報伝達責任者の明確化

要援護者に対する情報伝達については、市役所に設置された要援護者対策班が行う。

(4) その他の連絡態勢

- 多摩市地域防災計画に規定された要援護者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。
- 緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

【実施項目】

項 目	市民・地域等	市
避難準備・避難勧告・避難指示等の伝達	市民	防災安全課
	浸水想定区域内要援護者関連施設	防災安全課
	要援護者(個別計画作成済)避難支援者	要援護者対策班

3 防災情報の周知

- 市が作成している防災マップや洪水ハザードマップ等の周知が市民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する窓口での配布、市公式ホームページへの掲載を行うものとする。
- 各種マップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて市民への周知に努めるとともに、特に要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。
- 都の指針を参考に、「災害時要援護者防災行動マニュアル」を作成し、要援護者や家族の防災意識の向上を図る。

【実施項目】

項 目	市民・地域等	市
防災マップ等の周知	—	防災安全課
防災行動マニュアルの作成	—	要援護者対策班

第5章 安否確認

1 安否確認の方法

災害が発生した場合、福祉・医療対策部は、各避難所において、要援護者台帳を基に防災関係機関及び関係団体等と協力して、安否の確認及び各種情報（被災状況・避難状況等）の収集を行う。

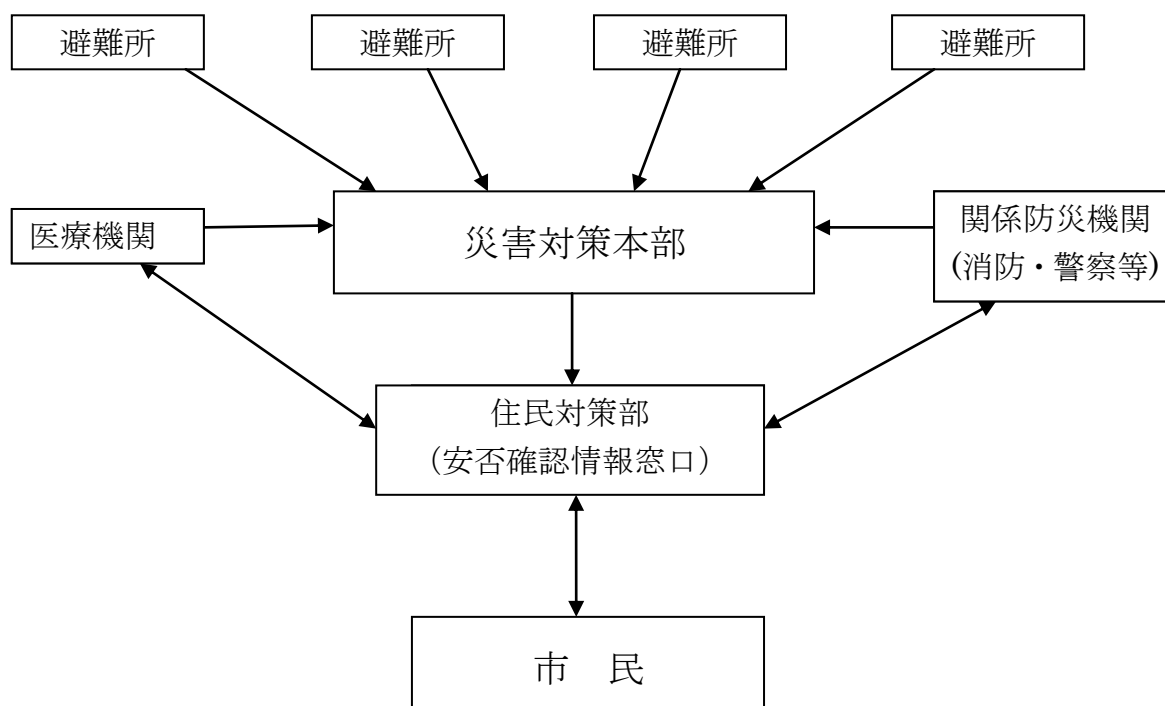
2 安否情報窓口の設置

市は防災関係機関、関係団体等、避難支援者及び市民からの安否確認、要援護者に係る問い合わせ等を一元的に対応するため、住民対策部に安否確認情報窓口を設置する。

【実施項目】

項 目	市民・地域等	市
安否確認	防災関係機関 関係団体等	福祉・医療対策部
安否情報窓口	—	住民対策部

〈安否情報の伝達系統図〉



第6章 避難誘導及び避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路等

災害発生時をはじめ災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合、市は防災行政無線や広報車を使って市民へ周知する。

特に人的支援を要する要援護者については、避難支援個別計画に基づいて、避難支援者や関係団体等が連携して避難誘導を行い、それ以外の要援護者については、近隣同士の日頃からの繋がりにより避難を促すことを基本とする。なお、要援護者に家族が同居している場合は、家族が要援護者を避難させることを原則とする。そのため、平常時から、関係団体等の役割分担を明確にし、連携して対応する。

また、要援護者自身も、自宅から避難場所等まで実際に避難支援者とともに歩くなど、避難経路を確認しておくようにする。

避難経路の選定に当たっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパス（立体交差で掘り下げ式になっている下の道路）などの危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

【実施項目】

項 目	市民・地域等	市
避難誘導	避難支援者 関係団体等	—
避難誘導の経路確認	避難支援者 関係団体等 要援護者	—

2 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

市は避難所において、要援護者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー（私事）確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておくこととする。

市は避難所において、要援護者の要望を把握するため、関係団体等及び避難

支援者の協力を得て、相談コーナーを設ける。その際、女性のニーズ（要求）を把握するため、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群（静脈血栓閉塞症）、生活不活発病等）の予防、こころのケア（配慮・手当）等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況に応じて、避難所から二次避難所・福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後速やかな対応をとるために、予め関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は、被災者にとって大変重要なものであるため、最新の情報を全員に周知できるようにしておく。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

また、市は人工透析者や呼吸器障がい者への対応として、都と協力し医療態勢の強化に努める。

(2) 二次避難所・福祉避難所

市は要援護者への配慮や、避難生活が長期にわたることが余儀なくされる場合、プライバシー（私事）の確保や畳、入浴等の機能を有する施設として、コミュニティセンターや総合福祉センターなどの公共施設を二次避難所として指定している。

また、要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる態勢を整備した福祉避難所を確保するため、あらかじめ把握した要援護者情報をもとに、災害時に必要数を確保できるよう施設の管理者と事前協定を行い、福祉避難所を指定する必要がある。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、避難支援個別計画の策定を通して、その所在や避難方法を要援護者に周知するとともに、関係団体等の理解を得るものとする。

【実施項目】

項 目	市民・地域等	市
避難所における支援対策 の実施	避難支援者 関係団体	防災安全課 避難所施設対策部 福祉・医療対策部
健康相談等	要援護者	福祉・医療対策部
社会福祉施設への緊急入所、 病院への入院等の手続き	要援護者	福祉・医療対策部
二次避難所・福祉避難所へ の移動	要援護者 避難支援者	福祉・医療対策部 避難所施設対策部
要援護者への伝達	要援護者 避難支援者	福祉・医療対策部 避難所施設対策部
医療態勢の強化	要援護者	福祉・医療対策部
二次避難所の指定	—	防災安全課
福祉避難所としての協定締 結	—	要援護者対策班

第7章 要援護者避難訓練の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段の防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることも重要である。

このため、関係団体等が連携し、要援護者や避難支援者とともに、要援護者の避難経路図の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図るよう努めるものとする。

また、避難訓練には、地域住民や要援護者、避難支援者等が積極的に参加するとともに、要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

このため、市は毎年実施している「多摩市総合防災訓練」、「多摩川・浅川浸水想定区域内情報伝達訓練」、「土砂災害・全国統一防災訓練」や「地域での防災訓練」などの訓練において、要援護者に対する情報伝達や避難支援、避難所・二次避難所・福祉避難所設置運営などの訓練を行うよう努めることとする。

【実施項目】

項 目	市民・地域等	市
要援護者避難経路図の作成	避難支援者 関係団体等 要援護者	要援護者対策班
避難訓練の実施	避難支援者 関係団体等 要援護者	要援護者対策班
避難所設置訓練の実施	市民	防災安全課 避難所施設対策部

No.	氏名	住所	生年月日	性別	対象内容

避難支援個別計画(例)

(表)

平成 年 月 日

多摩市長殿

情報共有についての同意

私は、災害時要援護者避難支援計画の趣旨に賛同し、災害時要援護者台帳に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報(市が自主防災組織、自治会・管理組合、社会福祉協議会、地域包括支援センター、避難支援者などに提出することを承諾します)。

地区名		民生委員		TEL FAX	
災害時要援護者 <要介護者・障がい者・難病患者・その他()>					
住所		TEL FAX			
氏名		(男・女)	生年月日		
緊急時の家族等の連絡先					
氏名		続柄()	住所		
氏名		続柄()	住所		TEL
家族構成・同居状況等			居住建物の構造	木造二階建て、昭和〇年着工。	
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女はいずれも結婚して県外に居住・・・。			普段いる部屋	木造、鉄骨造、耐火造、着工時期等	
寝室の位置					
特記事項 要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要					
緊急通報システム (あり・なし)					
避難支援者					
氏名		続柄()	住所		
氏名		続柄()	住所		

(裏)

避難勧告等の伝達者・問合せ先 〇〇××さん(自治会副会長)。なお、〇〇介護センターからも伝達予定。 ※ 聴覚障がいのため、FAX・直接的な伝達が必要	
その他 担当している介護保険事業者名、連絡先等	
避難所	避難所(〇〇小学校)
避難支援者宅	豪雨時等はマンホールに注意
避難支援者宅	冠水に注意
避難所の要援護者班: 〇〇さん、△△さん、□□さん 二次避難所: 〇〇〇〇〇	

【参 考】

「災害時要援護者対策ガイドライン（日本赤十字社）」より
災害時要援護者特徴およびニーズ（例）

区 分		特 徴	災害時のニーズ
高齢者	ひとり暮らし 高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	(寝たきり) 要介護高齢者	○食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ○避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身体障がい者	視覚障がい者	○視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	○災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障がい者	○音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	○補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語障がい者	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	○体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障がい者	○ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	○避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○継続治療できなくなる傾向がある。 ○透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。

知的障がい者	<p>○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。</p> <p>○施設、作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い。</p>	<p>○気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。</p> <p>○通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。</p>
精神障がい者	<p>○多くの方は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。</p>	<p>○精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することが必要となる。</p> <p>○自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。</p>
乳幼児 児童	<p>○年齢が低いほど、養護が必要である。</p>	<p>○緊急事態等は、避難時に適切な誘導が必要である。</p> <p>○被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。</p>
妊産婦	<p>○自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。</p>	<p>○精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。</p>
外国人	<p>○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。</p>	<p>○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。</p> <p>○母国語による情報提供や相談が必要となる。</p>

多摩市災害時要援護者避難支援計画

平成23年8月

編集・発行 多摩市災害時要援護者対策検討委員会
事務局 多摩市総務部防災安全課
〒206-8666
多摩市関戸六丁目12番地1
電話 042-338-6802
Email:tm042000@city.tama.tokyo.jp

印刷物番号 23-23